

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

帯広市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

帯広市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。
健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

評価実施機関名

帯広市長

公表日

令和4年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健康づくりのための教室事業などを行っている。 帯広市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①検診の結果の記録管理に関する事務 ②健康相談、訪問指導等に関する事務 ③健康づくり事業対象者の把握等に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一(項番76) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第五十四条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第十九条八号、別表第二(項番102の2) 【情報照会の根拠】 番号法第十九条八号、別表第二(項番102の2)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部総務室ICT推進課(電話0155-65-4117) 又は 郵便番号080-0808 北海道帯広市東8条南13丁目1番地 帯広市保健福祉センター内 帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課(電話0155-25-9720)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号080-0808 北海道帯広市東8条南13丁目1番地 帯広市保健福祉センター内 帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課(電話0155-25-9720)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月23日	I-5-②	保健福祉センター館長 名和靖史	健康推進課長 鳥本貴敬	事後	人事異動による所属長変更
平成29年6月23日	II-1	平成26年10月1日	平成29年4月1日	事後	計数の時点変更
平成29年6月23日	II-2	平成26年10月1日	平成29年4月1日	事後	計数の時点変更
平成30年6月21日	II-1	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	計数の時点変更
平成30年6月21日	II-2	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	計数の時点変更
平成30年7月7日	I-5-②	健康推進課長 鳥本貴敬	健康推進課長	事後	人事異動による所属長変更
令和1年6月18日	II-1	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	計数の時点変更
令和1年6月18日	II-2	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	計数の時点変更
令和1年6月18日	I-5-②	健康推進課長	保健福祉センター館長	事後	人事異動による所属長変更
令和2年8月3日	I-5-①	保健福祉部健康推進課	市民福祉部健康保険室健康推進課	事後	機構改革による部署名変更
令和2年8月3日	I-5-②	保健福祉センター館長	健康推進課長	事後	人事異動による所属長変更
令和2年8月3日	I-7	総務部情報システム課	総務部総務室ICT推進課	事後	機構改革による部署名変更
令和2年8月3日	I-7	保健福祉部健康推進課	市民福祉部健康保険室健康推進課	事後	機構改革による部署名変更
令和2年8月3日	I-8	保健福祉部健康推進課	市民福祉部健康保険室健康推進課	事後	機構改革による部署名変更
令和2年8月3日	II-1	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	計数の時点変更
令和2年8月3日	II-2	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	計数の時点変更
令和3年6月15日	II-1	令和2年4月1日	令和3年5月31日	事後	計数の時点変更
令和3年6月15日	II-2	令和2年4月1日	令和3年5月31日	事後	計数の時点変更
令和4年3月10日	I-3	番号法別表第一(項番76)	番号法別表第一(項番76) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第五十四条	事前	PHRの拡大対応
令和4年3月10日	I-4-①	実施しない	実施する	事前	PHRの拡大対応
令和4年3月10日	I-3	番号法別表第一(項番76)	番号法別表第一(項番76) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第五十四条	事前	PHRの拡大対応
令和4年3月10日	I-4-②	—	【情報提供の根拠】 番号法第十九条八号、別表第二(項番102の2) 【情報照会の根拠】	事前	PHRの拡大対応
令和4年3月10日	I-3	番号法別表第一(項番76)	番号法別表第一(項番76) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第五十四条	事前	PHRの拡大対応
令和4年6月15日	II-1	令和3年5月31日	令和4年6月1日	事後	計数の時点変更
令和3年6月15日	II-2	令和3年5月31日	令和4年6月1日	事後	計数の時点変更